

【個人からの意見】

番号	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
1	概ね改善、対応されているようですが、制作者・FC側との情報共有ができていない、もしくは地域・担当者によって（警察消防の方なのですべてが詳しいわけではない）曖昧な判断にならないよう留意が必要。	改訂ガイドラインの策定、周知、浸透を通じ、現状の撮影環境の改善に資するとともに、更なる改善にもつながっていくことが期待できるものと考えております。
2	大規模海外作品や大規模国内作品であっても、ロケに関して寛容にならないケースが多く、文化の発展の妨げになっている件に関して。 ロケが難しいことで、作家や演出家の素晴らしい発想があっても、現実には撮影できないため、妥協ばかりしており、能力が落ちています。発想があっても現実には出来ていないので、そのアイディアが面白かったのか、面白くないのか。結果が見れないためです。脳内のイメージで終わっています。 そのため、世界水準のアイディアが生まれていないです。海外に日本の作品は売れず、韓国の作品が売れている現状です。 提案として。 難しい交渉や、難しい許認可が必要とされる撮影内容も、政府に誘致された作品や資金、文化的側面で重要と政府が判断したものには政府から推進されている。とわかる書類や許可状のようなものを発行して頂きたいです。 効力としては、各行政団体などに、特別に撮影に前向きに検討頂けるように、強力な協力要請の意味合いを持つ書類を発行する仕組みを作りたいです。 もちろん、数々のハードルは現場担当者間で解決出来ると見込まれるまで、最終的な許可は出ないという事で問題はないかと思います。	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考といたします。

	現状、前例がない、クレームが怖い、事故が起こるかもしれない。 など、身も蓋もない理由で断られており、海外クルーから日本は敬遠されています。 資金力とスタッフの人数が多いため、ほとんどのリスクは減らせるのに。です。 確かにリスクは0には出来ませんが。 トラブルが起きた際の対応も可能(金銭的補償など)であっても、許可されません。 事故が起こるかもしれないという理由は程度はありますが、どのような行動でも付き物です。 低いリスクを、かもしれない。で拒否されると取り付く島もないです。 前例がないなどの理由は、前例がない事を一切しなければ進歩はありませんので。拒否をする理由として、論外かと思います。 いかに、リスクや懸念事項を具体的に挙げ、現場担当者間で解決するか模索する。そういった、相談のベースに立たせてもらえる様に政府からもバックアップ願いたいです。	
3	《要旨》 長らく映画業界で制作部として働いてきた経験と現状の撮影環境を踏まえて、個人として意見させていただきます。 内容としては主に、 ・ 行政、自治体の撮影に対する理解度の低さ ・ 縦割りな役割分担 ・ 前例主義による責任回避 以上の3点になります。主に行政の撮影許可申請に関してになります。 《本文》	改訂ガイドラインの策定、周知、浸透を通じ、現状の撮影環境の改善に資するとともに、更なる改善にもつながっていくことが期待できるものと考えております。

	現在、制作中の作品において、荒川河川敷での撮影予定を考えておりますが、河川敷の管理道路は河川事務所（国土交通省）、その他グラウンドや駐車場は葛飾区の管轄として分離して申請を行うことになっております。 まず、管理道路での劇用車の乗り入れが禁じられております。理由は管理車両が通る道路だからというもので、劇用車はすぐに移動可能にもかかわらず、その一点の理由のみで撮影ができない状況になっております。また葛飾区の管理する河川敷の駐車場も、土日にのみ河川敷に降りる門の鍵の貸出しをしているという理由で平日での貸出しができない状況です。 どちらも窓口担当者は、規則に則っているという理由ですが、撮影行為は一般の工事などと異なり一時的な行為であることが多いです。すべてに同じ規則を適用するのは、撮影の幅を狭め、強いては表現の幅を狭めることとなります。 同様のことが警察の道路使用や、その他の行政管理区域にまだ散見されます。 ロケ撮影の理解を深めていただきたいと切に願います。 また、製作者が遵守しなければならない法律や行為があることも理解しているつもりです。お互いの相互理解を深める意味でも、このガイドラインが更新され、広く浸透することを願います。	
4	《要旨》 (1)乃至(3)の意見を提出 (1)について：法令の規制を緩和し、JFC 自らが許認可の代理人になるという案も検討すべき (2)について：許認可取得には、専門の士業のサポートを得るべく、JFC 主導でこれらの士業のリスト化をすべき (3)について：ロケハン・シナハン専用の「ロケハン・シナハンビザ」を創設・新設すべき 《本文》 (1)乃至(3)の意見を提出 (1)行政書士法には、第十九条にて「行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考といたします。

律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。」として、総務省令（行政書士法施行規則）に行政書士以外の「第一条の二に規定する業務」を行えるものを規定しています（*「当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者」として、一般社団法人日本自動車販売協会連合会などが挙げられています）。「ロケ誘致を巡る競争は国際的にも激化」している中で日本がこれに勝ち抜くためには、JFCを「第一条の二に規定する業務」を行える者と規定することも考えてもよいかもしれません。 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（e-gov） https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC1000000004 行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）（e-gov） https://laws.e-gov.go.jp/law/326M50000002005#Mp-Ch_7 ————— (2) 本邦の許認可手続きにおいては、現在、電子申請等の手続構築は、役所の方で鋭意進められていると思います。今後より推進されることが望まれますが、ただ、現状、不十分である点を踏まえ、許認可手続きにおいて代理人の活用を過渡的にですが、推進するのも案としてはありえると思います。具体的には行政書士、社会保険労務士、税理士の活用です。 JFCにより、関係する許認可に対応可能な行政書士、社会保険労務士、税理士を全国規模でリスト化し、相談を受けた際に適任者を紹介するといった活用方法です（場合によっては、JFC自体がこれら専門士業からアドバイスを受けることもあり得ることでしょう）。リスト化には、日本行政書士連合会、全国社会保険労務士会連合会、日本税理士会連合会に協力を仰ぐのも一つの手段と思います。	
---	--

	製作者等には、許認可事務に割ける人的スタッフは限定されていると思います（＊他の業務と兼任の場合がほとんどではないでしょうか）。JFC から許認可の有益な情報を得ても、（オンライン申請等簡便な申請等ができなければ）許認可申請のため、許認可権者の官署まで出向くことになりと思いますが、プロパーのスタッフがそうした業務を直接行うのは、時間的ロスも大きいでしょう。 ————— (3)「我が国の中長期的な経済成長に寄与する政策として、政府一丸となって取り組むべきものである」（４頁）と考えるなら、また、日本によるロケ誘致の本気度を海外に示すなら、「短期滞在ビザ」などのカテゴリーに含めるのではなく、（撮影クルーが、日本で撮影を行わずにロケハン・シナハンのみを行う場合に発給する）「ロケハン・シナハンビザ」を新設するのもよいと思います。医療のインバウンドを進めるため、「医療滞在ビザ」が創設されました。専用のビザがあることで、そのみで海外へのアピールにはなると思います（＊「出演俳優やカメラマンなどの撮影スタッフが放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動を行う場合」には、すでに在留資格としては「興行」があるので、そのあたりは制度を新設する必要はないと思います。ただ、一定程度の改正はあってもよいかと思います）。 「ロケハン・シナハンビザ」は、一定期間に複数回の本邦上陸が可能となる数次ビザも取得可能とすべきでしょう。発給対象者の国籍・地域を一定程度限定するとしても、全件、JAPAN eVISA（電子ビザ）ーオンライン申請一の対象とすべきとも考えます（＊現状、一定国の者の観光目的の査証にのみ電子ビザが認められている）。また、「医療滞在ビザ」には、身元保証機関（医療コーディネーター、旅行会社等）の受入れ誓約が求められておりますが、「ロケハン・シナハンビザ」申請者の本邦での活動を保証する機関として、JFC が当該役割を一手に担うこともできるのではないのでしょうか。 JAPAN eVISA（電子ビザ）の運用開始について（外務省）	
--	--	--

	https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/visaonline.html 医療滞在ビザを申請される外国人患者等の皆様へ（外務省） https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/medical/patient.html 以上 —————	
--	--	--